

# 第 52 回 舞鶴市都市計画審議会 議案

令和 5 年 8 月 23 日開催

舞鶴市都市計画審議会

# 第 52 回舞鶴市都市計画審議会 議案

番 号	付 議 事 項	頁
舞都議第 109 号	舞鶴都市計画用途地域の変更	1

舞建都第 126 号  
令和 5 年 8 月 23 日

舞鶴市都市計画審議会  
会長 岡井 有佳 様

舞鶴市長 鴨田 秋津  
( 公 印 省 略 )

舞鶴都市計画用途地域の変更（舞鶴市決定）について  
(付議)

標記のことについて、舞鶴市都市計画審議会条例（昭和 59 年 3 月 30 日条例  
第 8 号）第 2 条の規定により、下記のとおり貴審議会に付議します。

記

別紙 舞鶴都市計画用途地域の変更のとおり

以上

舞鶴都市計画 用途地域の変更

計 画 書

令和5年8月

舞 鶴 市

舞鶴都市計画 用途地域の変更 (舞鶴市決定) (案)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約 142ha	8/10以下	5/10以下	—	—	10m	6.7%
	約 20ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	0.9%
	約 <u>126</u> ha	15/10以下	6/10以下	—	—	10m	6.2%
	約 <u>288</u> ha						13.8%
小計							
第二種低層住居専用地域	約 5.9ha	8/10以下	5/10以下	—	—	10m	0.3%
	約 8.9ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	0.4%
	約 15ha						0.7%
小計							
第一種中高層住居専用地域	約 <u>221</u> ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	10.6%
第二種中高層住居専用地域	約 69ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.3%
第一種住居地域	約 450ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	21.7%
	約 1.8ha	30/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 452ha						
小計							
第二種住居地域	約 <u>71</u> ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.4%
準住居地域	約 107ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	5.1%
近隣商業地域	約 48ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	2.3%
商業地域	約 52ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	2.5%
準工業地域	約 445ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	21.3%
工業地域	約 237ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	11.3%
工業専用地域	約 84ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.0%
合計	約 <u>2,089</u> ha						

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

舞鶴市都市計画マスタープラン及び、舞鶴都市計画区域マスタープランに基づく舞鶴版コンパクトシティ形成を目的に、上安地区の一部を市街化調整区域に逆線する。

## 理 由 書

### 舞鶴都市計画用途地域の変更(舞鶴市決定)

舞鶴市では、平成 26 年度に舞鶴市都市計画見直し基本方針検討会を組織し、平成 27 年 7 月に「舞鶴市都市計画見直し基本方針」を策定しました。これに基づき、舞鶴市新たな都市計画制度検討委員会において平成 29 年 3 月に「区域区分見直し基準」が策定され、同年 6 月に舞鶴市は市街化調整区域への編入候補地を公表し、編入を希望する地元地域との協議を開始しました。

また、平成 30 年 4 月策定の「舞鶴市都市計画マスタープラン」では、舞鶴版コンパクトシティ+ネットワークをまちづくりの羅針盤として位置付け、将来の人口規模に見合った区域区分の見直しに取り組むこととしており、さらに平成 30 年 10 月改訂の「舞鶴都市計画区域マスタープラン」においても、市街化区域を段階的に市街化調整区域へ編入することが明記されています。

この度の用途地域の変更は、上安地区において地元地域との協議が整ったことから、市街化区域の一部を市街化調整区域に編入し、用途地域を変更するものです。